訪　問　入　浴　事　業

◇制度の概要

訪問入浴車が申請された方の自宅に行き、入浴サービスの提供をする事業です。利用者の世帯の所得状況に応じて、利用料の一部または全部を市が事業者への補助金として交付します。

◇利用できる人

市内に居住する在宅の身体障がい児・身体障がい者で、身体の状況や自宅の入浴設備の状況等により、訪問入浴車でなければ入浴が困難な人が利用できます。

ただし、介護保険制度によるサービスを受けることができる場合は、そちらが優先となります。

◇利用の手続き

事前に市障がい福祉課で申請書を提出してください。（用紙は窓口にあります。）

《手続きの流れ》

①市障がい福祉課に申請書を提出。窓口で介助が必要な状況を聞き取ります。

窓口で本人の心身の状況、介護者の状況、利用目的等を聞き取ります。身体障害者手帳を持っている方はお持ちください。

提出書類：(1)補助対象確認申請書（様式第1号）

(2)市町村民税課税証明書（利用申請する時点で交付が受けられる最新のもの）

※利用者が18歳以上の場合は本人及び同一世帯の配偶者、18歳未満の場合は世帯員全員のもの。１月１日現在（1月から６月の利用にかかる申請のときは前年の１月１日現在）北上市に住所がある方が課税所得調査同意書を添付すれば、課税証明書の添付を省略できます）。

(3)訪問入浴事業補助対象確認申請書付表（様式第3号）

(4)個人番号がわかるもの

⇩

②申請が適切と認められた場合、補助対象確認通知書が自宅に送付されます。

⇩

③利用者（18 歳未満の場合はその保護者）が訪問入浴事業所を選び、補助対象確認通知書を事業所に提出・利用契約を結びます。

⇩

④訪問入浴を利用後、かかった経費の自己負担分を払います。（支払日は事業所によって異なります。）

◇訪問入浴事業所（R4.9現在）

事業所名	住所	電話番号
アースサポート花巻	花巻市不動町２－１－８	0198-22-3111
アースサポート奥州	奥州市水沢後田 16－４	0197-25-4111

◇利用上限数量　　１月12回

◇利用者の負担

利用者の世帯状況	自己負担
生活保護世帯または市町村民税非課税世帯	なし
市町村民税均等割のみの課税世帯	利用料金の６％
上記以外の世帯	利用料金の10％

◇その他

年に１回（６月）に利用者負担の見直し・更新の手続きがあります。